

# 南区土木センター道路等維持作業業務委託 特記仕様書

## 1 総則

- (1) 本業務は、熊本市南区土木センター維持課が管理する道路・公園・河川・水路等の維持管理を目的とした業務委託であり、本業務委託契約書、本仕様書及び標準仕様書の規定により業務を遂行するものとする。
- (2) 本委託は、「平成 28 年度 熊本地震の被災地（熊本県）で適用する施工パッケージ型積算方式標準単価表（平成 29 年 2 月 1 日以降に契約締結を行う委託から適用）」を用いた積算方式の試行対象業務である。
- (3) 本委託は、「土木工事標準積算基準」により各工種区分、施工地域補正等を考慮した共通仮設费率（率分）及び現場管理费率に、それぞれの補正係数を乗じる試行対象業務である。

なお、補正係数については以下のとおりとする。

【共通仮設费率（率分）：1. 1 現場管理费率：1. 1】

## 2 目的

本業務は、南区土木センター維持課が管理する道路・公園・河川・水路等において、市民からの連絡や道路パトロールで発見した異常箇所等の補修対応を行うことにより、道路等を良好な状態に保つことを目的とする。また、自然災害が発生した場合の応急対応により市民の生命、財産並びに公共の安全を保持することを目的とする。

## 3 作業従事日及び作業従事時間

作業従事日は委託者の休日を除く日とし、作業従事時間（準備・報告書作成業務含む）は 8：30～17：15 とする。また、作業従事時間外の緊急的な対応等については、調査職員の指示により時間外作業で対応するものとする。

作業指示は原則として、作業従事日の前日までに南区土木センター維持課にて委託者から行う。

## 4 業務体制

- (1) 業務は原則 5 名以上（責任者 1 名以上、運転手を含む作業員 3 名以上、交通誘導警備員 1 名以上）で構成し、6 作業項目について作業を行う。  
なお、責任者は土木全般に精通する者とする。
- (2) 現場での交通誘導は、交通誘導警備員の配置を基本とする。なお、自家警備員等の配置に関しては事前に調査職員と協議すること。

## 5 業務手順

- (1) 業務計画書（作業手順、緊急連絡体制表、使用車両、資格等（運転免許証、刈払機安全衛生教育等、チェーンソー安全衛生教育等、小型車両系技能講習等）、その他必要書類を含む）の提出
- (2) 別紙1 情報記録用紙（作業指示・報告）による作業内容の確認
- (3) 作業の実施
- (4) 別紙1 情報記録用紙（作業指示・報告）及び別紙2 作業日誌による作業内容の報告（位置図・写真を添付すること）
- (5) 資材を使用した場合は、別紙1 情報記録用紙（作業指示・報告）に記載すること。

## 6 作業項目

- (1) 道路パトロール
  - ・ パトロール路線は、南区土木センター維持課が管理する市道（道路パトロール業務委託路線を除く）とし、貸与する市道路線網図（ブロック毎）を基にパトロールを実施すること。
  - ・ パトロールを実施後、別紙3 パトロール日誌を作成し、報告すること。
- (2) 路面等
  - ア 陥没補修
    - ・ 陥没補修は、原因や規模を確認し、被害拡大や二次的被害を防止するため、碎石、土のう、袋詰常温合材等により応急的な埋戻等を行う。
    - ・ 作業後はカラーコーンやバリケード、ロープ、警戒杭等で保安施設を設置（以下、「保安対策」という。）した上で調査職員へ原因、規模等を写真等で報告する。
  - イ ポットホール（穴ほげ）補修
    - ・ ポットホール補修は、破損しているアスファルト等を除去し、整形後、泥や水を取り除き、既設舗装面と段差が生じないよう袋詰常温合材等にて処置を行う。
    - ・ 範囲が広い場合などは、転圧機等を用いる。
    - ・ ポットホールが連続して発生する箇所については、調査職員へ写真等により報告する。
  - ウ 碎石補充
    - ・ 市道や法定外公共物（道路）内で、路面に段差や水たまり等が発生している場合、碎石を補充し敷き均し転圧等を行う。

## エ 段差補修

- ・ 舗装面の段差や側溝等との段差など路面に段差が発生している場合は、袋詰常温合材にて段差解消を行う。
- ・ 規模が大きい場合等は、応急的な段差解消を行った上で調査職員へ写真等で報告する。

## オ ひび割れ補修

- ・ 舗装面のひび割れ補修は加熱式または、常温式により注入を行う。
- ・ 使用材料については、調査職員と協議する。

## カ 縁石補修

- ・ 縁石のガタツキは、既設モルタルを除去後、新たにモルタルにて高さ調整し再設置を行う。
- ・ 車両乗入れ箇所の縁石が破損し再利用できない場合は、縁石撤去後、袋詰常温合材にて段差の解消を行う。
- ・ 一般部の破損については、保安対策を行った上で調査職員へ写真等により報告する。

## キ 路面清掃等

- ・ 路面に堆積、散乱した土砂、落ち葉等については、除去及び清掃を行う。
- ・ 事故等により路面に油漏れが発生した場合は、吸着材等を散布し、スリップしないことを確認後、事故破損部品等を含めて清掃、回収する。

## イ 落下物等回収

- ・ 南区土木センター維持課が管理する道路等に落下物等を発見した場合や回収依頼があった場合は、速やかに回収を行い、委託者が指示する場所へ搬入する。

## ウ 動物死骸回収

- ・ 南区土木センター維持課が管理する道路等に動物死骸を発見した場合や回収依頼があった場合は、速やかに死骸を黒色のビニール袋に回収し、委託者が指示する保管庫へ搬入する。

## (3) 側溝・集水溝

### ア 側溝蓋交換

- ・ 側溝蓋（コンクリート及びレジン蓋）が破損等で交換が必要な場合は、同寸法若しくは現地状況に応じた側溝蓋と交換を行う。

### イ 現場打ちコンクリート蓋

- ・ 側溝蓋が破損し、蓋交換が適さないと判断した箇所については、現場

打ちコンクリート蓋とする。

- ・ 現場打設後は、保安対策を施し、十分な養生を行う。
- ・ 養生後は、必ず保安対策の撤去を行うこと。

ウ 側溝蓋ガタツキ・隙間解消等

- ・ 側溝蓋（コンクリート、レジン蓋）のガタツキ等による騒音被害等については、緩衝材の設置や木材によるくさび打ちを行う。
- ・ グレーティング蓋については、溶接やボルトの締め直し等を行う。
- ・ 側溝蓋の隙間については、木材を現地隙間寸法に合わせて加工し、隙間がないよう設置する。

エ しゅん渫・清掃・落し物の回収等

- ・ 側溝や集水溝等に堆積した土砂や雑草等の撤去を行う。
- ・ 市民から落し物の回収や小動物の救助依頼があった場合は、側溝蓋及び集水溝蓋を外し、依頼に対応すること。

(4) 交通安全施設

ア 防護柵の保安対策等

- ・ 車両用、歩行者用の防護柵等に損傷が見られた場合は、危険部材等の撤去をするなどし、保安対策を行うこと。

イ 視線誘導標等設置補修

- ・ 既設誘導標に破損等あった場合、交換等により復旧作業を行う。

ウ 道路反射鏡補修等

- ・ 鏡面の老朽化や変形等により目視困難な場合は、鏡面の交換を行う。
- ・ 鏡面の向きが異常な場合は、鏡面の角度調整を行う。
- ・ 事故等で支柱が傾いている場合は、支柱が折れないよう引き起こしを行う。
- ・ 引き起こしが困難で、危険と判断される場合は、調査職員に写真等で報告し、撤去すること。

(5) 樹木・除草等

ア 除草

- ・ 雑草の繁茂により車両や歩行者などの通行に支障する場合などは、刈払い機等にて除草を行う。
- ・ 範囲等については、事前に調査職員と協議を行う。

イ 樹木等伐採・撤去・剪定

- ・ 通行に支障している樹木や枝、竹等については、伐採、撤去及び剪定を行う。

(6) 公園・河川（水路）

- ・ 南区土木センター維持課が管理する公園及び河川・水路においても、除草や樹木剪定、保安対策等の指示を受けた場合は、調査職員と協議のうえ、対応すること。

(7) 災害対応等

ア 地震

- ・ 地震の影響で道路等の通行等に支障をきたしている場合（その恐れがある場合も含む）は、樹木、竹、落下物等の支障物の撤去や道路清掃を行う。
- ・ 道路舗装や構造物等に被害があり、それに伴う二次的被害が予測等される場合は、応急的な復旧又は、保安対策を行う。

イ 台風

- ・ 台風の影響で道路等の通行等に支障をきたしている場合（その恐れがある場合も含む）は、樹木、竹、落下物等の支障物の撤去や道路清掃、保安対策等を行う。

ウ 大雨

- ・ 大雨の影響で道路等の通行等に支障をきたしている場合（その恐れがある場合も含む）は、樹木、竹、落下物等の支障物の撤去や道路清掃を行う。
- ・ 法面等崩壊した場合は、民地を含め被害拡大防止のためにブルーシート設置や土砂撤去等の対応を行う。
- ・ その他、被害防止や被害拡大防止のため、土のう積み設置や配布、保安対策を行う。

エ 積雪等

- ・ 道路の凍結やその恐れがある箇所について、凍結防止剤の散布を行う。

(8) 現場発生品、廃棄物等

- ・ 現場発生品、廃棄物等については、南区土木センターが管理する土場又は処理施設に運搬し、適正に保管・処分すること。

(9) その他

- ・ 上記の作業以外の道路、公園、河川の維持管理において、必要と判断されたもの。

## 7 特記事項

(1) 受託者は、調査職員からの指示に迅速に対応しなければならない。

- (2) 諸事情により作業指示どおりの作業が出来ない場合は、遅滞なく調査職員と協議を行うこと。
- (3) パトロールを実施するに当たっては、交通障害、異常発生箇所又はその恐れがある箇所の発見に努め、通行の安全を確保するための作業を実施しなければならない。
- (4) 早急な対応が必要な箇所については、調査職員に電話連絡し、口頭による指示を受けなければならない。
- (5) 交通障害、異常発生箇所を発見したときは、道路事故を防止するため直ちに交通誘導を行い、調査職員と協議した上で、規制の措置を講じなければならない。
- (6) 作業中に調査職員から作業指示があった場合は、ただちに指示された場所に向い、道路状況の報告を行うとともに、通行の安全を確保するための作業を実施しなければならない。
- (7) 冬季の道路パトロールについては、積雪及び路面凍結箇所に対応できるようにしなければならない。
- (8) 作業時の車両には、熊本市委託車両等のマグネット板を貼り付けること。また、大きさ、文字、色等は委託者と協議を行い、受託者の負担によりこれを作成する。
- (9) 業務の実施中に、既設の施設等に損傷を与えた場合は、受託者の負担において処理するものとする。

## 8 資材及び車両・機械について

- ・ 作業に必要な資材については、支給するものとする。
- ・ 作業に必要な保安施設については、貸与するものとする。
- ・ 機材・車両については受託者で準備し、本業務内容に必要な資格等を必要とする。

## 9 報告

- (1) 応急作業やパトロールで道路等の異常を発見し、被害等が大きくなる恐れがある等の場合は、量や大きさが分かる資料のほか、できる限り周辺の状況が分かる資料を整理し、パトロール終了後に調査職員に報告するものとする。
- (2) その他、特に報告事項がある場合は、遅滞なく調査職員に報告するものとする。
- (3) パトロール作業数量は、パトロール日誌に記載するものとする。

## 10 部分引渡し

指定部分とは、当該設計書に記載してある業務の 30%、60%をいう。受託者は、指定部分以上となった場合は、それを証する書面を提出し、当該委託料に対して指定部分引渡しを請求することができる。請求する場合は、第〇回完了届(別紙 4)を使用し、

調査職員に関係書類を添えて提出しなければならない。

## 11 その他

受託者は、仕様書に明記されていない事項及び現場作業について、疑義が生じた場合は、調査職員と協議の上、指示を受けなければならない。

## 参考

別紙1 情報記録用紙（作業指示・報告）

別紙2 業務日誌

別紙3 パトロール日誌

別紙4 第〇回完了届

## 別紙1

<b>情報記録用紙</b> <b>要望管理表</b>		管理番号	
		GIS番号	
		地区担当者	
受付者	維持課 道路班 【 ]		
受付日時	令和7年4月1日		
場所	熊本市南区 ゼンリン 南区 P		
要望者	氏名	要望者備考	
	連絡先1		
	連絡先2		
要望種類	舗装	その他詳細	
要望内容			
◆◆◆ 对応情報 ◆◆◆			
対応依頼日時		依頼先	
対応方針 業者指示事項			
トリアージ		処理内容確認	印
◆◆◆ 完了情報 ◆◆◆			
完了日時		対応者	#REF!
処理内容			

作業長	担当者

	課長	係長	担当
確認			

# 業 務 日 誌

令和 年 月 日 曜日 ( 晴 曙 雨 雪 )

課長	主幹	主查	調查職員

従事者名	氏名	勤務時間（○で囲む）		
		終日	午前	午後
		終日	午前	午後
		終日	午前	午後
		終日	午前	午後
		終日	午前	午後
		終日	午前	午後

(別紙3)

課長	主査	調査職員

車両番号	
責任者	
運転手	
監視員	

受託者

## パトロール報告書

令和 年 月 日 曜日 天候 ( )

管理技術者

重点的留意事項			処置状況、報告事項			
出発時刻	到着時刻	走行距離	コース名、主要地点通過時刻			
時 分	時 分		位置 (ゼンリン)	業務番号	業務内容	処置状況 済・未

(別紙4)

課長	主幹	主査	調査職員

## 完了届 (第〇回)

令和 年 月 日

熊本市長 様

住所

受託者 印  
氏名

1 契約年月日 令和 年 月 日

2 委託業務名 南区土木センター道路等維持作業業務委託

3 履行場所 熊本市南区一円

4 履行期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

5 管理技術者 氏名 ( 年 月 日生 )

資格

上記のとおり完了しましたのでお届けします。